

東山動植物園ウェブサイト・バナー広告募集要領【令和6年度 毎月募集】

【趣旨】

この要領は、東山動植物園ウェブサイト・バナー広告の募集に関して、名古屋市広告掲載要綱（平成19年6月1日施行。）、緑政土木局広告掲載要綱（平成21年12月16日施行。以下「局広告掲載要綱」という。）に基づき、東山動植物園ウェブサイト・バナー広告の募集に関し必要な事項を定めるものです。

【広告媒体】

東山動植物園ウェブサイト

<https://www.higashiyama.city.nagoya.jp/>

【広告の規格】

- 1 広告の種類 バナー広告
- 2 サ イ ズ 縦：75ピクセル×横：150ピクセル
- 3 画像形式 GIF（アニメ不可）、JPEG
- 4 データ容量 10KB以下

【広告枠数及び広告の掲載位置】

- 1 広告枠数 10枠
※応募状況により空き枠数は変わりますので、募集枠数については都度お問い合わせください。
- 2 広告の掲載位置
 - (1) 東山動植物園ウェブサイトトップページ下部
 - (2) 東山動植物園スマホサイトトップページ下部
※スマホサイトでのバナー広告の掲載順序は、アクセス毎にランダムに変わります。

【掲載できない広告】

局広告掲載要綱第3条及び第4条に該当するものは掲載できません。

※バナー広告の画像だけでなく、リンク先のウェブサイトの内容が局広告掲載要綱第3条及び第4条に該当する場合も掲載できません。

【広告掲載期間】

申込み月の翌々月の1日（ただし、1日が土日祝日の場合は直後の平日）から令和7年4月30日までの内、1か月単位でご希望の月数の申込みができます。

※メンテナンス等によりウェブサイトを一時的に閉鎖している期間も掲載期間に含まれます。

【募集の対象】

自らの広告を掲載しようとする事業者等を対象とします。

【広告掲載料】

上記掲載期間1枠あたり 月額15,000円（税込み）

※広告掲載料は、一括前納となります。

※広告掲載開始月の1日が土日祝日の広告主につきましては、掲載開始日とその直後の平日となりますが、当該月の広告掲載料は、他の月と同様15,000円（税込み）とします。

【申込み方法】

「東山動植物園ウェブサイト・バナー広告掲載申込書（様式第1号）」及び「誓約書（様式第2号）」に必要事項を記入の上、掲載用データと共に下記の申込み先・担当まで持参又は郵送してください。

※郵送により申込書を受付けた場合は、担当より申込者へ電話または電子メールで確認の連絡をいたします。

※確認の連絡は、申込書を受付けた日の翌日（土日祝日を除く。）までに行いますが、連絡がない場合は、お手数ですが下記の申込み先・担当までお問合せください。

【申込みの締め切り】

毎月末日の午後5時必着。申込み月の翌々月の1日（1日が土日祝日の場合は直後の平日）から掲載されます。令和7年2月28日までの間、毎月受け付けています。

※各月の募集で空き枠数を超える申込みがあった場合は、抽選により決定します。

※空き枠がなくなり次第、募集を終了します。

【申込みにあたって】

この要領に定めのない事項については、局広告掲載要綱によるものとします。お申し込みにあたっては、下記の要綱等も必ずお読みください。

- ・名古屋市広告掲載要綱
- ・緑政土木局広告掲載要綱
- ・名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告表現ガイドライン
- ・名古屋市暴力団排除条例

【広告掲載手続き】

- 1 掲載開始月の前月の20日（土日祝日の場合は、直後の平日）までに、広告掲載決定の通知をします。（審査または抽選の結果、非掲載となった応募者に対してもその旨を通知します。）
- 2 名古屋市緑政土木局長と広告掲載者との広告掲載に係る契約の締結は、広告掲載決定通知書の交付をもってこれに代えるものとします。
- 3 広告掲載決定通知に同封の本市の発行する納入通知書により、原則として掲載開始月の前月の25日（土日祝日の場合は、直後の平日）までに、広告掲載料を納付してください。
- 4 広告掲載料納付後すみやかに、その領収書を下記問い合わせ先までファックスしてください。
- 5 ご提出いただいたデザイン案が、この要領及び局広告掲載要綱に違反していると認められる場合は、期間を定めて内容改善を求めます。

【広告掲載料の返還】

広告主の責めに帰さない理由により、15日を超える期間連続して広告の掲載ができなくなった場合、局広告掲載要綱第14条に基づき広告掲載料の返還を行います。

【広告掲載の開始及び終了】

- 1 掲載開始 原則として、掲載開始日の午前 11 時までに掲載します。
※掲載作業の関係上、掲載開始時刻が遅れる場合があります。
- 2 掲載終了 原則として、掲載終了日翌日の午前 11 時までに掲載を終了します。

【バナー広告デザイン】

バナーの作成にあたっては、「名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告表現ガイドライン」を遵守してください。

また、バナー広告のデザインはPCサイトとスマホサイトで共通としてください。

【リンク先等の変更】

同一の掲載希望事業者のバナー広告のデザイン及びリンク先は広告掲載期間が2か月以上の場合は、申請により変更が可能です。

変更を希望される場合は、「東山動植物園ウェブサイト・バナー広告変更申請書（様式第3号）」を、変更を希望する日の10日前までに提出してください。

また、リンク先のURLを変更せず、掲載内容を変更する場合にも変更申請書を提出してください。

【広告掲載の取止め】

局広告掲載要綱第12条に該当する場合のほか、次のいずれかの事由に該当するときは、広告掲載を取り止めることがあります。

- ・東山動植物園の信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき
- ・社会的信用を著しく損なうような不祥事があったとき
- ・倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき
- ・名古屋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員となったとき、又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有することとなったとき又は申込み時に有することが判明したとき
- ・東山動植物園の業務上、やむを得ないとき

【その他】

広告主は、広告の内容等掲載した広告に関する一切の責任を負うものとします。

第三者から広告に関して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとします。

【申込み先(問合わせ先)】

〒464-0804 名古屋市千種区東山元町 3-70

名古屋市東山総合公園管理課 企業参画担当

電話番号：052-782-2111

ファックス番号：052-782-2140

電子メールアドレス：higashiyama@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp